

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【2017年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【2017年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【2017年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【2017年制度改革・2018年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

2017年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

2018年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

2019年以降：
更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
 - ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
 - ③共通基礎課程の創設
- 等

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

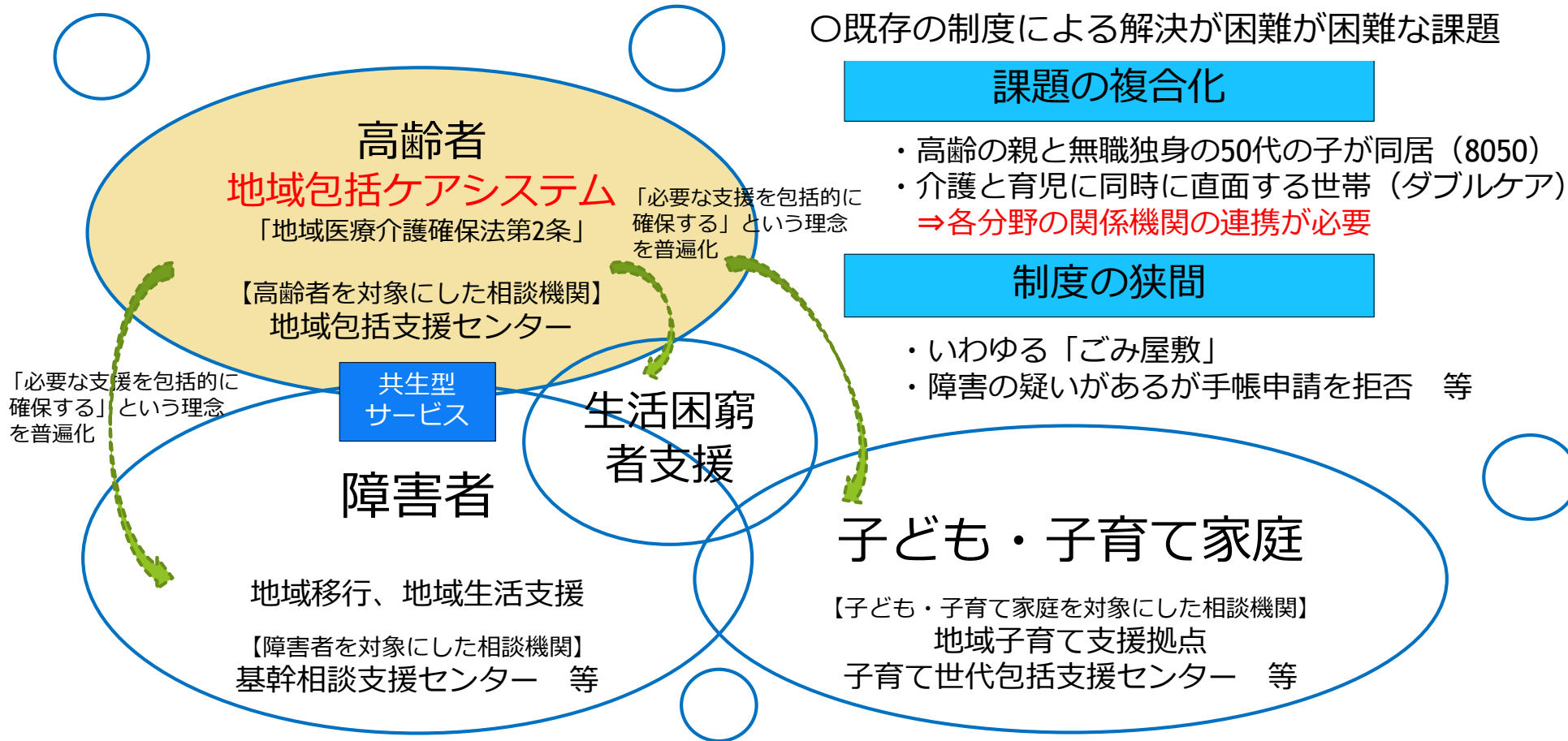
○既存の制度による解決が困難が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居（8050）
- ・介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）等
⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

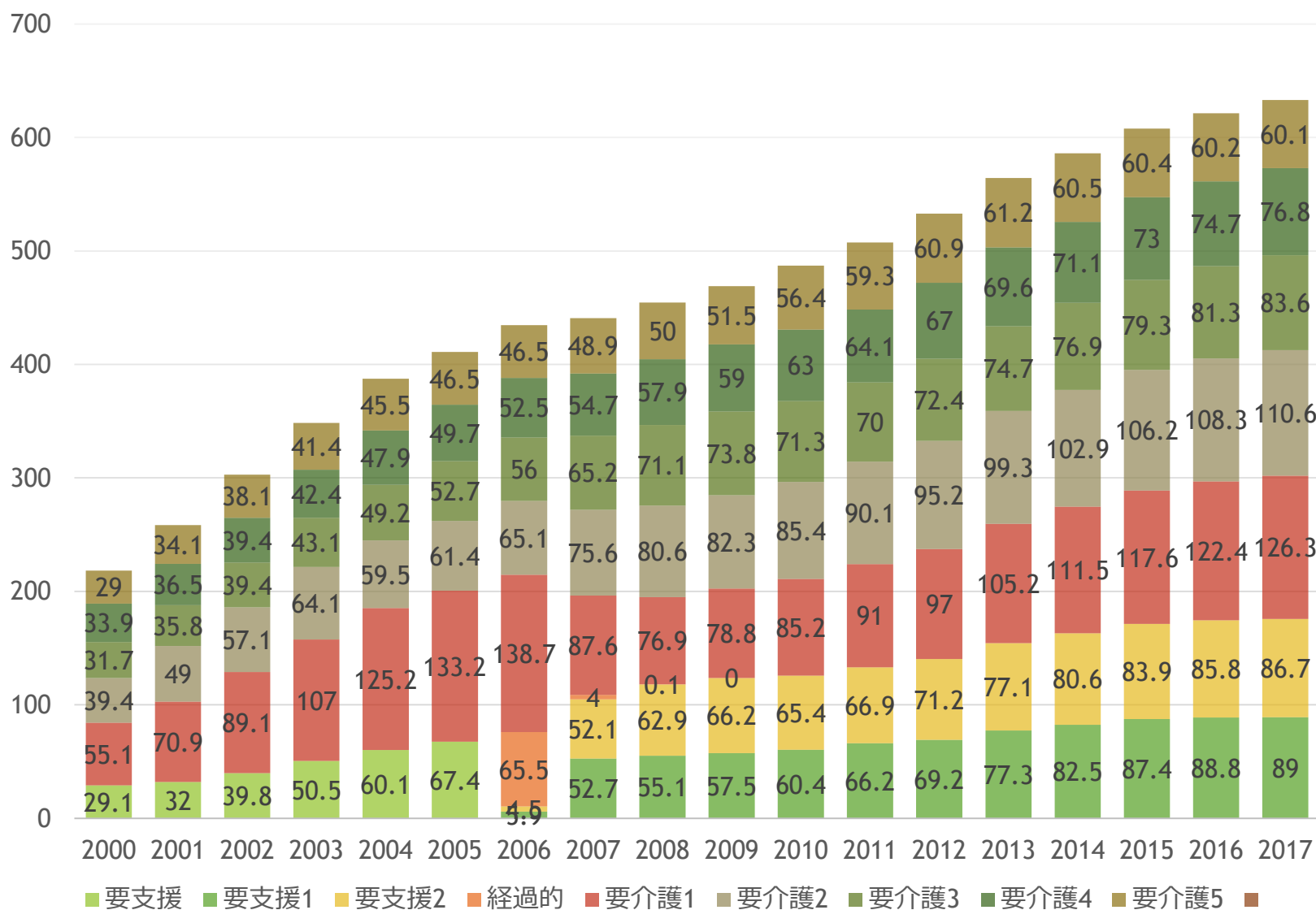


土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

要介護度別認定者数の推移 (単位: 万人)

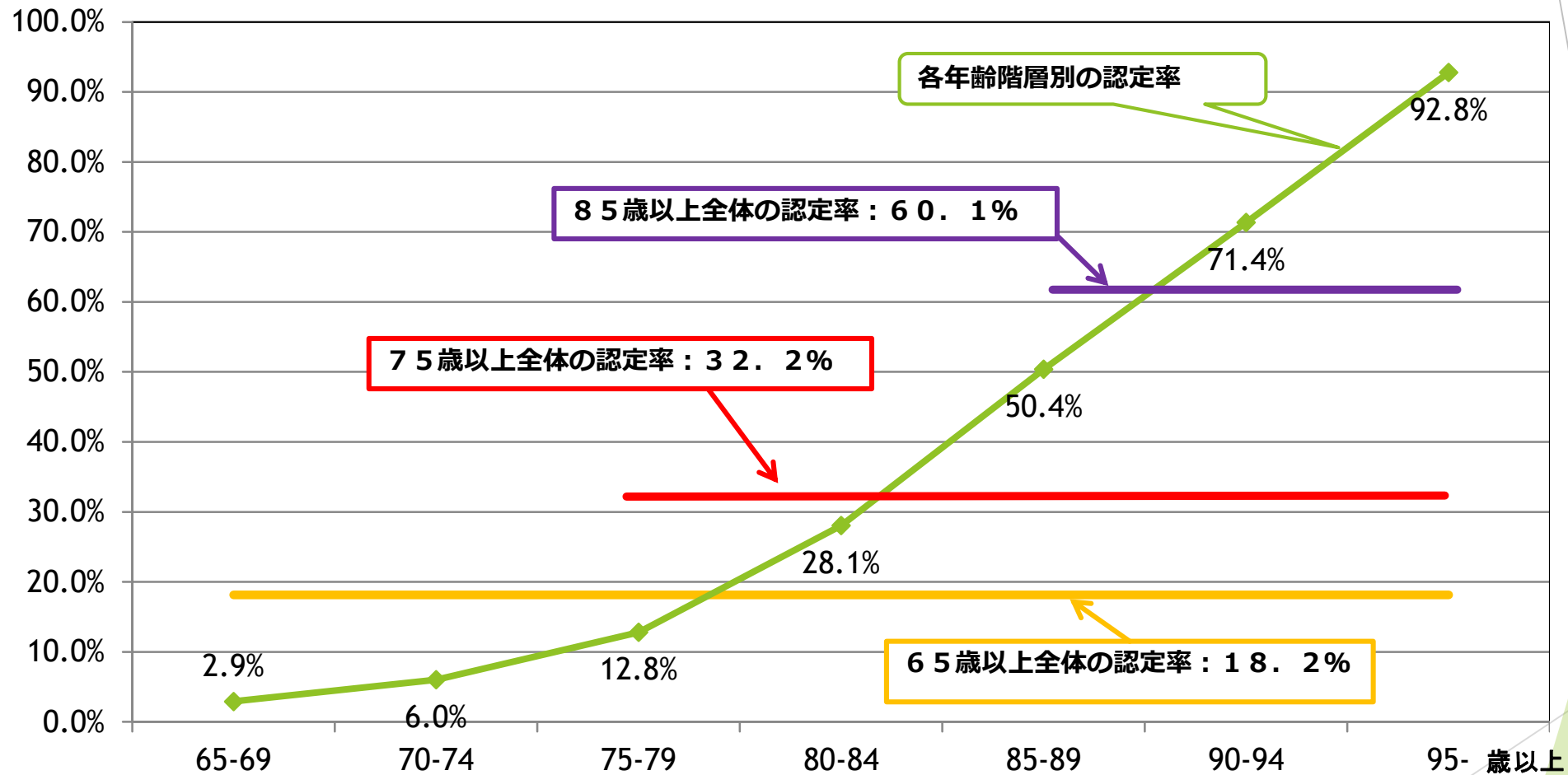
2000年4月⇒2017年4月の比較



計		2.90倍
要介護	5	2.07倍
	4	2.27倍
	3	2.64倍
	2	2.81倍
経過的要介護	1	3.59倍
要支援	2	
	1	

出所) 厚生労働省ウェブサイト「公的介護保険制度の現状と今後の役割 (2018年度)」

年齢階級別の要介護認定率の推移

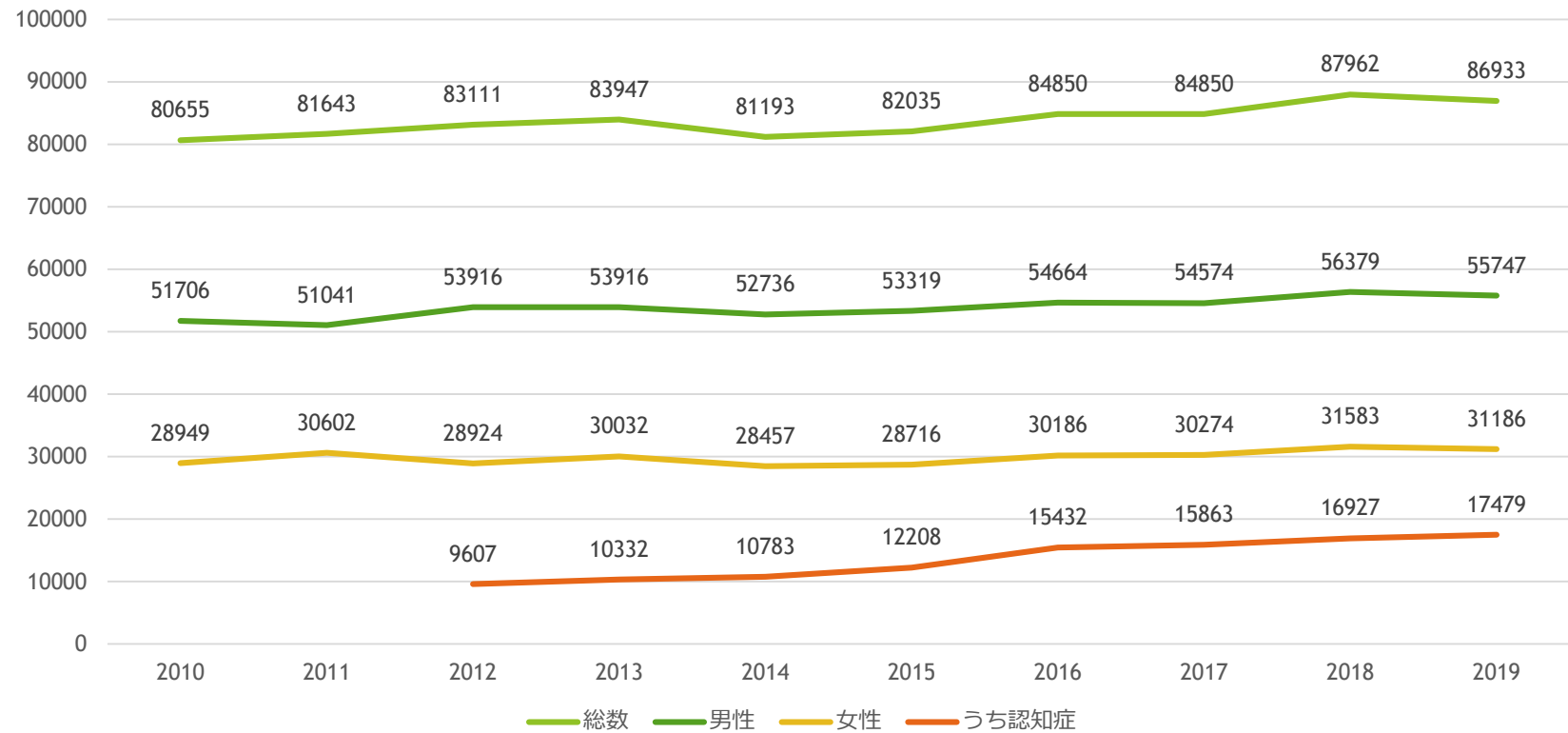


出所) 総務省統計局人口推計及び介護給付費等実態調査 (2017年10月審査分) より作成

超高齢社会における認知症の現状

- ▶ 国内の認知症の人は約462万人、軽度認知障害（MCI）の高齢者も約400万人（2012）である→65歳以上の4人に1人が認知症+軽度認知障害の高齢者
- ▶ 認知症に起因した行方不明者が17,000人（2018年）
- ▶ 徘徊した認知症の人が第三者に危害を加えるケースが増大している
- ▶ 高速道路の逆走
- ✓ 高速道路での逆走は、年間約200件発生し、うち事故は約2割であり、逆走を引き起こした運転者の約7割は65歳以上の高齢者である
- ▶ JR東海の事件
- ✓ 認知症男性（2007年当時91歳）が徘徊中に電車にはねられ死亡した事故で、家族が鉄道会社への賠償責任を負うかが争われた訴訟の上告審判決。最高裁は男性の妻に賠償を命じた2審名古屋高裁判決を破棄、JR東海側の逆転敗訴を言い渡した（2016年）

認知症行方不明者数および行方不明者に占める割合



行方不明者に占める割合 7.5% 8.1% 8.5% 9.6% 12.2% 12.5% 13.4% 13.9%

注1 行方不明者数は、警察に行方不明届が出された者の数で、延べ人数。

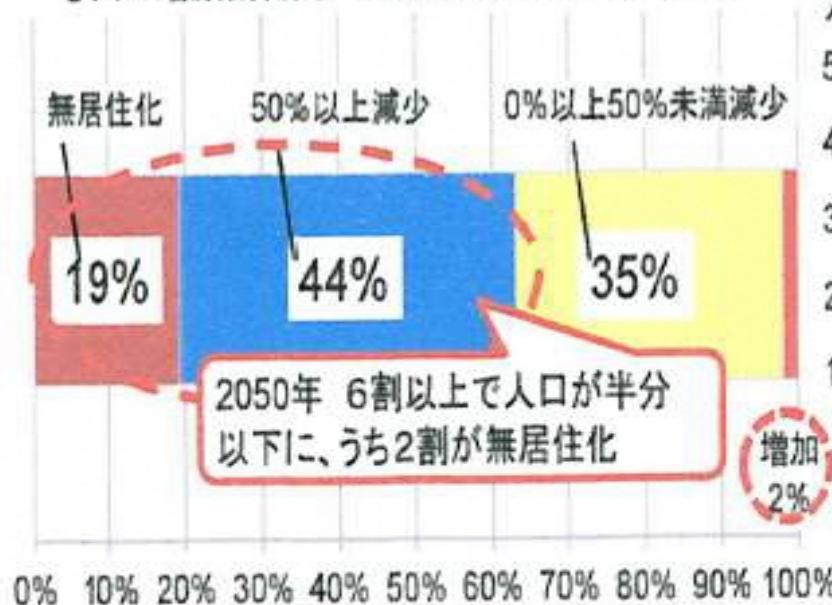
2 認知症は、行方不明者届受理時に届出人から、認知症又はその疑いにより行方不明になった旨の申出のあった者。

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」2015年1月27日

- ▶ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現することを目指して、「認知症の人にやさしい地域づくり」を推進
 - ▶ 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進：認知症サポーター
 - ▶ 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供：かかりつけ医の認知症対応力向上研修・認知症サポート医の養成研修等
 - ▶ 若年性認知症施策の強化：若年性認知症コーディネーター等
 - ▶ 認知症の人の介護者への支援：認知症カフェ
 - ▶ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
 - ▶ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
 - ▶ 認知症の人やその家族の視点の重視
- ▶ **認知症施策推進大綱（2019年6月18日）**
 - ①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開

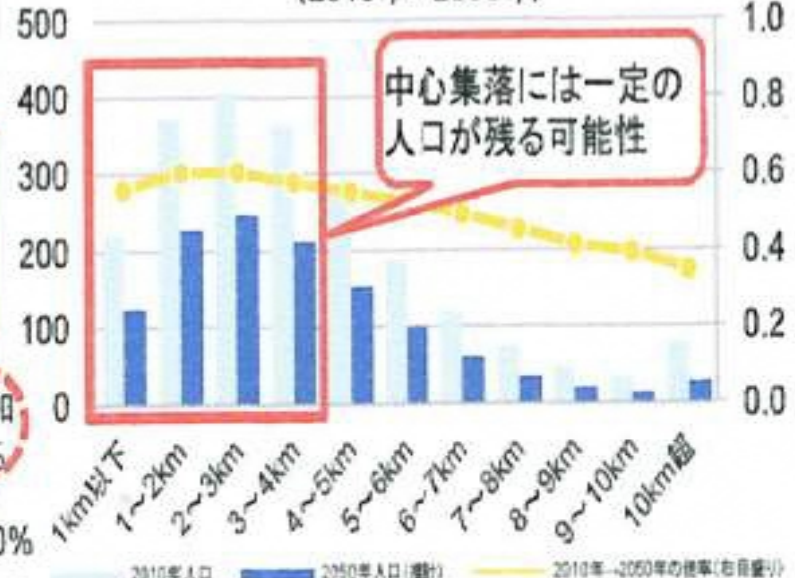
急激な人口減少と少子化

○人口増減割合別の地点数(2010年→2050年)



(出典)総務省「国勢調査報告」、国土交通省国土政策局推計値により作成

○役場・支所からの距離別人口変化(非都市)
(2010年→2050年)



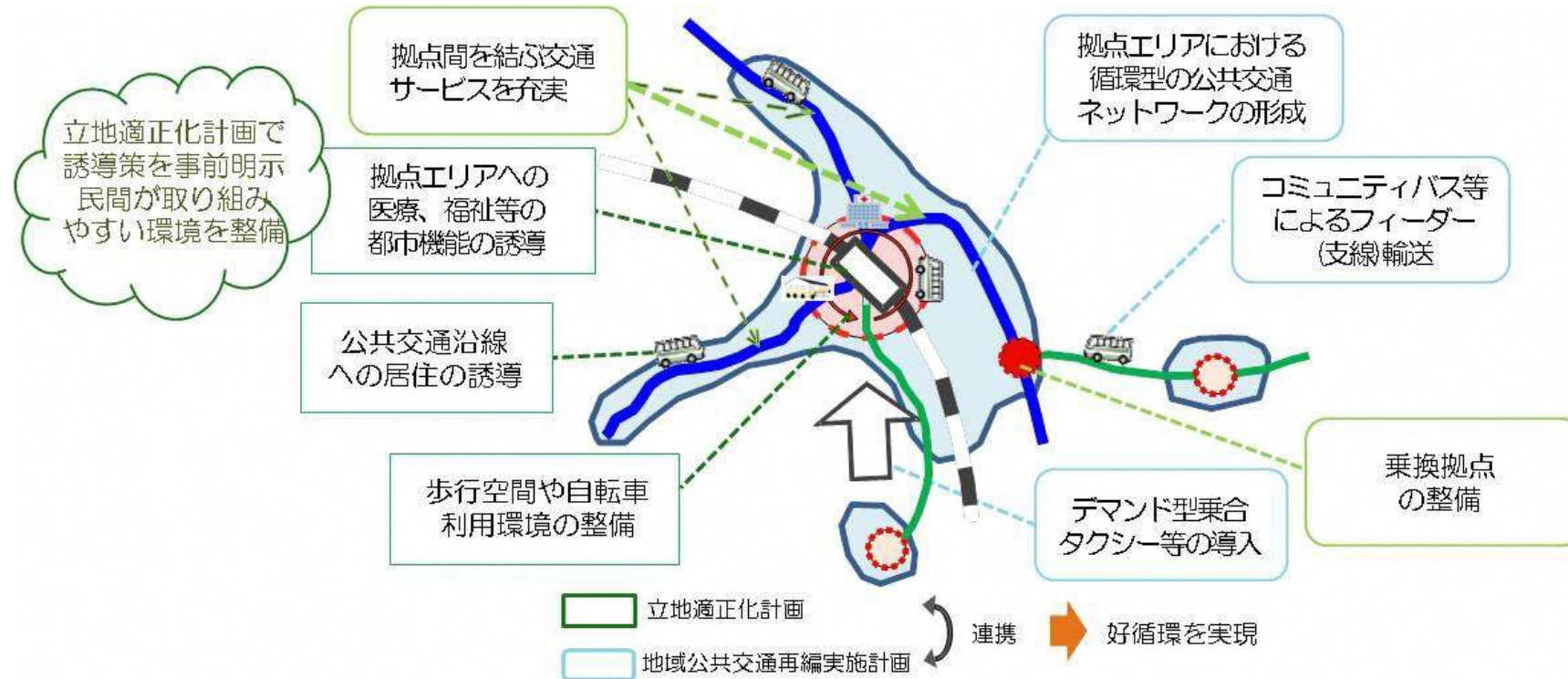
(出典)各種資料をもとに国土交通省国土政策局作成

○人口1000人のモデル集落における小中学生数の試算

・現状のままの推移では、2050年には、小中学生は約8割減(廃校の可能性)が、毎年1世帯(夫婦と子供1人)と20歳代の男女2人(計5人)を呼び込むことができれば約4割減、毎年2世帯と20歳代の男女4人(計10人)を呼び込むことができれば約1割減(小中学校の維持の可能性)

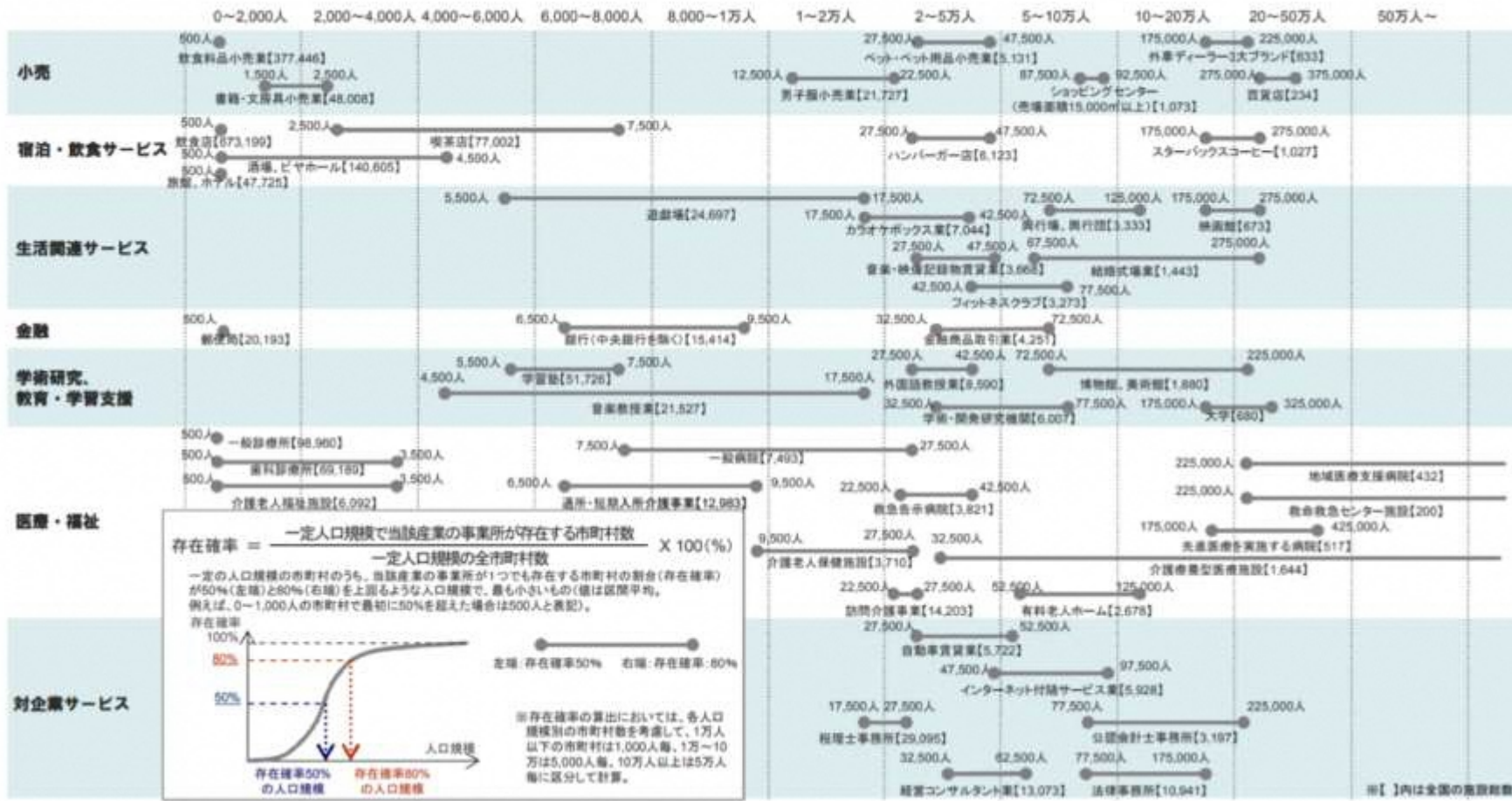
立地適正化計画の意義と役割

～コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進～



出所) 国土交通省ホームページ

サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体の人口規模（三大都市圏を除く）



出所) 国土交通省[2015]『国土交通白書』

地域共生社会の「地域」

- ▶ 地域における拠点やエリアのありよう
- 地域の中心的拠点：時間消費型含む商業施設、総合的医療サービス（病院）、地域包括支援センター、子育て総合支援センター等
- 地域・生活拠点：生鮮品・日用品等購入可能商業施設、診療所、介護施設・介護サービス拠点、幼稚園・保育園等
- 居住地：日常的な文化・福祉・教育等のコミュニティ機能（コミュニティセンター等）と生活
- ▶ 地域共生社会における「地域」がどのようなようになっていくのか、どのような構成や構造が求められているのか
- ▶ 地域共生社会というソフトなシステムやネットワークと地域のハードな構造の両面の未来を考えていくことが必要

第4期草津市地域福祉計画骨子案の概要

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨：本市の地域福祉の一層の推進を図っていくため、今後5年間で目指すべき理念や方向性について定める「第4期草津市地域福祉計画」を策定します。
2. 計画の位置づけ：社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画であり、総合計画および健幸都市基本計画を踏まえるとともに、市福祉関連計画（高齢・介護・障害者等に関する計画）の上位計画として位置づけます。
3. 計画期間：令和3年度から令和7年度まで（5年間）

【第4期計画に向けた主要課題】

1. 性別や年齢にとらわれない地域活動への参加促進、活動団体相互の交流の促進等により、地域で活動する人をさらに広げる必要があります。
2. 住民同士の良好な関係を築くための機会や社会参加・サロン活動等の場の充実など、さらなるきっかけづくりが必要です。
3. **地域共生社会**の理念に基づき、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」体制の構築、また、居場所機能の提供、交流・参加の機会を生み出すコーディネート・支援機能の強化、また、生活困窮者等への就労支援等、総合的な地域福祉について検討していく必要があります。
4. 今後、高齢者や要介護者等が増加することが考えられるため、災害時の支援体制を一層強化する必要があるとともに、感染症蔓延時の支援体制を構築する必要があります。

【基本理念】

「助け合い・支え合い」を未来へつなげるまち ～いつまでも健幸に住み続けられる草津をめざして～

- ・「**地域共生社会**」の実現をめざし、多様な人々による助け合い・支え合いを推進するとともに、支援体制等のさらなる充実を目的として設定します。
- ・「**地域共生社会**」の実現のためには、「自助」「互助」の精神に基づいた住民同士による福祉活動の強化や、複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の強化といった点を特に重要なものとして捉え、計画の策定を進めていきます。

【施策の展開】

基本理念の実現に向けて3つの基本目標を掲げ、これらに対して8つの基本方向の設定を通して施策の展開を検討しています。さらに、基本方向ごとに基本施策を検討し、計画を策定していきます。

《基本目標》

《基本方向》

《基本施策》

みんなで育ち合う人づくり	福祉意識の醸成	①人権教育・啓発活動の推進 ②互いに分かり合える人づくり ③虐待や暴力の防止
	住民活動の機会創出と人材育成	①ボランティアの育成・促進 ②住民活動の機会づくりの推進 ③地域でのリーダーやコーディネーターの育成
みんなで支え合う地域づくり	福祉意識の醸成	①学校での福祉学習の充実 ②生涯学習の充実 ③交流・ふれあいの場づくり
	地域ネットワーク機能の強化	①関係機関・各種団体の連携と機能の強化 ②地域包括ケアシステムの推進
みんなが尊重される福祉のまちづくり	地域福祉活動の推進	①地域福祉活動の支援 ②地元法人・企業の社会貢献支援 ③地域福祉活動の拠点づくり
	相談支援体制と情報発信の充実	①相談支援体制の充実 ②情報発信の充実
	安全・安心な地域づくり	①セーフティネット機能の強化 ②災害時の支援体制の充実 ③誰もが住みやすい環境づくり ④サービスの評価と質の向上
	生活困窮者自立支援と権利擁護の推進	①生活困窮者に対する自立支援 ②権利擁護の推進 ③再犯防止の取組の推進

◆重点プログラム◆

- 1 地域で活動する人の輪を広げます
- 2 市民の暮らしに根ざした交流を深めます
- 3 地域共生社会の実現をめざした取組を進めます
- 4 災害への備えを推進します

ご清聴ありがとうございました